

# REPORT TO THE NATIONS ON OCCUPATIONAL FRAUD AND ABUSE

2012年度版 職業上の不正と濫用に関する国民への報告書



抜粋版

# 会長兼CEOメッセージ



今から15年以上も前、ACFEの創設者であるジョセフ・T・ウェルズ博士 (Dr. Joseph T. Wells, CFE, CPA) は、組織内の不正に係る損失額、手口、犯行者についての革新的な研究プロジェクトを概念化した。それがのちに、最初のACFE「国民への報告書」(Report to the Nation on Occupational Fraud and Abuse)の発行という成果に結びついた。以来、6冊の報告書を発表し、ビジネス及び組織に甚大な金銭的被害をもたらす不正に関するナレッジについて理解を深めた。初版の報告書とその後発表された6冊の報告書は、職業上の不正に関連する分野において信頼ある、各界で引用される研究文献として認知されている。

2012年版報告書に用いられたデータは、公認不正検査士 (Certified Fraud Examiners, CFE) が手掛けた1,388件の職業上の不正に基づいている。6大陸100カ国以上から収集された不正に関するデータは、全世界の職業上の不正の特質について提示している。近年、最も印象的なこととしては、長年に渡り収集したデータは、不正のパターンが一貫しているということである。この一貫性を以て、研究への取り組みが評価されるとともに、本報告書に示された犯行者と手口の特徴を再確認することができた。

ACFEを代表し、創設者であるウェルズ博士に敬意を表し、ここに「国民への報告書2012年度版」(2012 Report to the Nation on Occupational Fraud and Abuse)を発表する。世界中の実務家、ビジネス及び政府関係者、学者、メディア、一般社会が不正防止、抑止、または単純に職業上の不正がもたらす影響を理解するために、本報告書の内容が有用であることを望む。

ジェームス・D・ラトリー (James D. Ratley, CFE)  
会長兼CEO (President and CEO)  
公認不正検査士協会 (Association of Certified Fraud Examiners)

# 目次

要旨 .....	4
はじめに .....	6
職業上の不正による損失額 .....	8
・ 損失額の分布	
職業上の不正はどのように実行されるか .....	10
・ 資産不正流用サブカテゴリ	
・ 不正の摘発までの期間	
不正スキームの発見 .....	14 *
・ 不正発見の方法	
・ 発見方法別損失中央値	
・ 通報者	
・ 内部通報制度の効果	
・ 小規模組織における摘発	
・ 不正カテゴリ別発見方法	
・ 地域別に見る不正の発見方法	
被害組織 .....	20 *
・ 組織の所在地域	
・ 組織の形態	
・ 組織の規模	
・ 小規模組織における不正の手口	
・ 組織の業界	
・ 被害組織における不正対策	
・ 対策の有効性	
犯行者について .....	39 *
・ 犯行者の職位	
・ 共謀の影響	
・ 犯行者の性別	
・ 犯行者の年齢	
・ 犯行者の在職期間	
・ 犯行者の学歴	
・ 犯行者の所属部署	
・ 犯行者の犯歴および職歴	
・ 犯行者が示す行動面における不正の兆候	
事例の結末 .....	61 *
・ 刑事訴追	
・ 民事訴訟	
・ 損失の回復	
調査の実施方法 .....	64
補足：各地域における事例の国別件数 .....	67 *
不正対策チェックリスト .....	69 *
ACFEについて .....	72

\* 抜粋版につき省略

# 要旨 (Executive Summary)

## 調査結果の概略 Summary of Findings

- 本アンケートの回答者は、標準的な組織は毎年収益の5%を不正行為で逸失していると概算している。2011年の世界総生産に当てはめると、この数値は年間で3.5兆ドル超の予想損失額に相当する。
- 本調査における職業上の不正に起因する損失中央値は14万ドルであった。うち1/5以上のケースで少なくとも100万ドルの損失が生じている。
- 不正行為が摘発されるまでの期間の中央値は18カ月を示している。
- 前回の調査同様、最も頻発したのが資産の不正流用で、報告されたケースの87%と圧倒的多数を占めた。また同不正は、損失中央値が12万ドルと損失額が最も低かった。財務諸表不正は、調査事例のわずか8%であったが、損失中央値が100万ドルと最も高かった。汚職は報告された不正の約1/3を占め、損失中央値は25万ドルと中位に位置している。
- 職業上の不正は内部通報から発覚するケースが多い。不正に関する通報の大半が被害組織の従業員によるものである。
- 汚職と請求書不正は世界中の組織に最大の危険をもたらしている。全地域において、この2つの不正は報告された不正の50%以上を占めた。
- 職業上の不正は小規模組織にとって大きな脅威である。本調査で最大の損失中央値を示したのは最も小規模の組織だった。これらの組織では、大規模組織と比べて不正防止の統制手続きが劣るため、不正への脆弱性が高まる。
- 前回の調査同様、本調査で最も頻繁に被害を受けた業界は銀行業/金融サービス業、政府/行政、および製造業である。
- 不正対策は、職業上の不正による損失額と摘発までの期間の大幅な減少と明らかに関係している。16種の一般的な不正対策を講じた被害組織は、対策を講じなかった組織と比べてかなり低い損失額と摘発までの期間を示した。



▶ 本調査の1/5以上の不正事例で少なくとも100万ドルの損失が生じている。

- 上層部の犯行者はより多額の損失をもたらす。オーナー/役員による不正の損失中央値は57.3万ドル、管理職は18万ドル、従業員は6万ドルであった。
- 組織における犯行者の勤務期間が長ければ長いほど、不正による損失額が高くなる。被害組織に10年以上勤務の犯行者の損失中央値は22.9万ドルであった。これに比べて、組織で働き始めた最初の年に行われた不正の損失中央値は2.5万ドルだった。
- 本調査では、不正の大半 (77%) が経理、オペレーション、営業、役員/上級管理職、カスタマーサービス、仕入れ6部門のいずれかに属する者の犯行であった。この分布は2010年の調査とかなり類似している。
- 不正犯行者の大半が過去の職場で前科のない初犯の犯行者だった。犯行者の約87%が過去に不正関連での告訴、有罪判決を受けておらず、84%が過去に不正関連の行為で雇用主から処罰または解雇処分を受けていなかった。

- 81%のケースで犯行者は不正行為としばしば関連のある何らかの行動面での兆候（レッドフラッグ）を示している。最も良く見られるのは「分不相応の生活をしている」（調査対象の36%）、「経済的に困窮している」（27%）、「業者や顧客と異常に親密な関係にある」（19%）「統制上の問題がある」（18%）であった。

- 被害組織の約半分以上が不正の損失額を取り戻せていない。調査時点で49%の被害組織が被害額を未回収であった。この結果は、組織の40%から50%が不正関連の損失額を回収できないという前回の調査と一致している。

## 結論と提言

### Conclusions and Recommendations

- 職業上の不正の性質と脅威は世界共通である。調査では、不正実行の手口や組織の不正防止・発見手段が地域ごとに若干異なるが、多くの傾向や特徴が不正発生地域を問わず類似している。
- 不審な行為を報告する手段は不正対策には不可欠である。内部通報制度などの不正通報の仕組みは、内外双方から通報が受けられるように、匿名性と機密性が保持されなければならない。経営者は従業員に対して不審な行動を報告するように積極的に促し、報復行為対策の方針を策定し強調すべきである。
- 外部監査は組織の主要な不正摘発手段として頼るべきではない。本調査から、これは最も多く実施されている統制手段であることが分かった。しかし、監査により報告された不正はわずか3%にすぎず、不正の損失を軽減する点においては効果が薄かった。外部監査は重要な役割を果たし、不正行為の抑止力を有しているが、不正摘発の手段としては有益性に限界がある。
- 従業員と管理職を対象とした不正への意識強化トレーニングは包括的な不正防止/摘発制度に不可欠である。従業員からの通報が最も一般的な摘発手段であることと、従業員や管理職、役員に対して不正対策訓練を行っている組織は、トレーニングを有さない組織と比べ不正の損失額と摘発までの期間が少ないことを、本調査は示している。少なくともスタッフは、不正とは何か、組織に与える損失、不審な言動を報告する方法について教育訓練を受けるべきである。
- 今回の調査もまた、小規模組織が特に不正に対して脆弱であることを示している。小規模組織は大規模組織と比べてリソースが少ないため、たいていの場合、不正対策統制が少なく効果が薄い。加えて、大規模組織に比べ損失から受ける影響が大きい傾向にある。小規模組織の経営者やオーナーは、内部通報制度や従業員の訓練、リーダーが従業員に対して健全な姿勢を示すことなど、最も費用効率の高い不正対策の構築に注力すべきだ。また、自身の事業に最大の脅威となる不正スキームを特定することで、的を絞った不正対策統制への追加投資がどういった分野で役立つかを見極めることができる。
- 不正犯行者の大半が不正の兆候となる行動特性を見せている。分不相応の生活、統制上の問題などの兆候は、従来型の内部統制ではほとんど識別されない。管理職や従業員、監査人はこれらの一般的な行動パターンについて教育を受け、特にその他の異常があわせて見られる場合は、不正行為を示す行動パターンを識別する際にこれらを考慮するべきである。
- 職業上の不正は、財政的にも組織の評判においても大きな被害をもたらす。約半数の被害組織が損失額を取り戻せなかったことから分かるように、積極的な不正防止対策は不可欠である。経営者は自身の組織に特化した不正リスクを常に考え、これに基づいて組織の不正防止対策を評価すべきである。70ページに掲載したチェックリストが、効果的な不正防止に役立つだろう。

# はじめに (Introduction)

「不正」という言葉は、さまざまな形態の不法行為を含むようになってきた。不正の法的定義は非常に限定されたものだが、不正対策専門家や規制当局、マスコミや一般市民など、大多数の人々にとっては、利益を得るために他者を欺こうとするあらゆる企てとして、より幅広い意味を持ち一般に使われている。健康保険詐欺、個人情報窃盗、水増しされた経費報告書、住宅ローン詐欺、従業員による在庫の窃盗、財務諸表の改ざん、インサイダー取引、ポンジスキームなど不正スキームは多岐にわたるが、これら全ての行為の中核に存在するのは、信頼を裏切る行為である。この裏切りこそが、おそらくは金銭的損失以上に、不正犯罪をこれほど深刻にしているのだ。

事業や商業を円滑に行うには、企業はリソースと責任を従業員に託さなければならない。そのため従業員が雇用主に対して不正行為を働くと、多くの場合、その被害はかなり深刻なものとなる。本報告書は、従業員が私的利益のために雇用主から託された信頼を濫用する、「職業上の不正」に焦点を置いたものである。職業上の不正は、正式には以下のように定義することができる。

「雇用主のリソースもしくは資産を意図的に誤用または流用することを通じて私腹を肥やすために、自らの職業を利用すること」

「職業上の不正」という括りは、不正という領域全体の一部にすぎないが、従業員によるさまざまな不正行為を網羅するものであり、世界中のあらゆる組織が直面する脅威である。

不正対策の専門家や世間に対し、蔓延する職業上の不正の脅威について啓発するというACFEのミッションを支えるため、我々は職業上の不正における損失と傾向について幅広い調査を行ってきた。最初の調査結果は1996年に『国民への報告書』第1版で発表され、以降2002年、2004年、2006年、2008年、2010年と続き、本報告書が2012年度版となる。こ

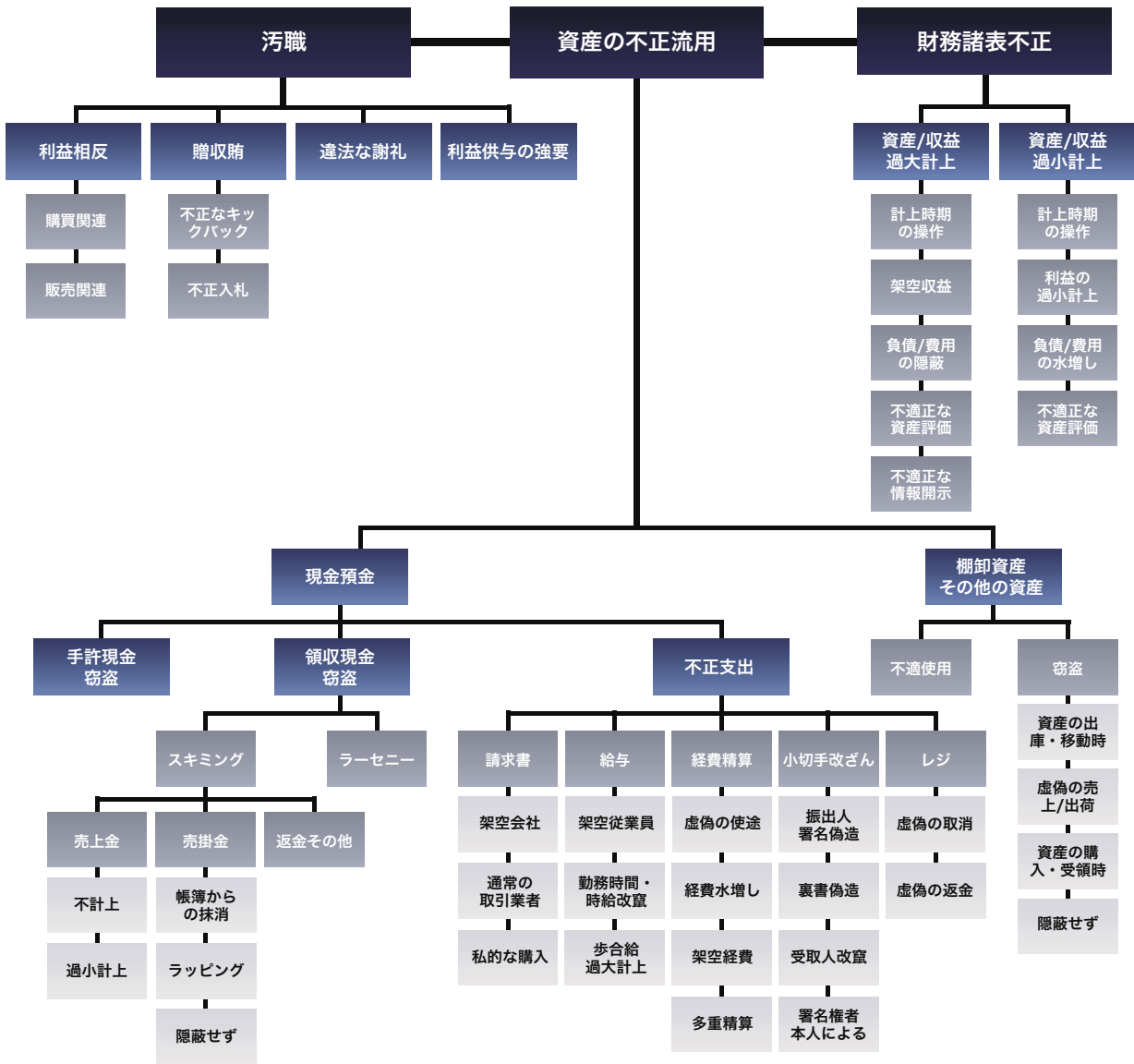
れらの報告書では以下のような目標が掲げられてきた。

- 職業上の不正と濫用による組織が逸失した収益額の割合について、専門家の意見を集約すること
- 職業上の不正と濫用の発生状況をカテゴリー化すること
- 職業上の不正と濫用を行う従業員の特徴を調査すること
- どのような組織が職業上の不正と濫用の犠牲になったかを明らかにすること

各報告書は公認不正検査士 (Certified Fraud Examiners, CFE) が調査を行った不正事例に関する詳細な情報に基づいている。最新の問題を反映しデータの質を高めるため、報告書ごとに過去の分析を膨らませ修正してきた。こうした進化の結果、我々はCFEの経験や彼らが遭遇する不正から、より有意義な情報を得ることができるようになってきた。

『国民への報告書』2012年度版は、世界各地で発生した1,388件の不正事例を分析したもので、これまで通り、不正犯行者の特徴、不正スキーム、被害組織の傾向を浮き彫りにしている。報告書には過去数年のデータを示す表を取り入れたが、これは過去の調査結果が一貫したものであることをはっきりと示している。この一貫性はこれまでの調査で最も顕著な観察結果で、我々は調査結果の多くが職業上の不正と濫用の世界的な傾向を反映するものであると考える。

職業上の不正と濫用 不正の体系図



# 職業上の不正による損失額 (The Cost of Occupational Fraud)

職業上の不正の全損失額を算定することは、問題の深刻さを理解する上で重要な役割を担う。ニュース報道では大規模な不正事件を報道するため、たいいてい人は、雇用主に対して盗みを働く従業員の話なら耳にしたことがある。にもかかわらず、こうした話はあらゆる組織が直面するリスクの一般事例というよりも、例外な話として捉えられがちである。残念ながら不正の財務的影響の包括的な測定値を得るのは、不可能ではないにしても困難である。不正は本質的に隠蔽行為を伴うため、ほとんどの事例が摘発されず、仮に摘発されたとしても、損失額が算定されたり報告されたりすることはない。結果、職業上の不正による損失額全体の規模を数値化しようとしても、それはせいぜい推測値に過ぎない。

本調査では、アンケートに回答した各CFEに、標準的な組織が不正行為によって逸失する年間収益割合の査定額を提示するよう依頼した。回答の中央値は、組織が毎年その収益の約5%を不正により逸失していることを示している。この推定値がいかに大きいか説明するために、この割合を2011年の推定世界総生産である70.28兆ドル<sup>1</sup>に当てはめると、不正による世界の損失は合計で3.5兆ドル以上と推定できる。この推定は、特定のデータおよび事実の観察によるものではなく、不正対策の専門家の意見の集約に基づいており、世界全体で生じた職業上の不正事例の損失額を算定したものではないことにご留意いただきたい。この推定値は不正対策の第一線で働く専門家である、中央経験値11年の世界各地のCFE約1,000人から提供されたものであり、入手可能な職業上の不正による損失の測定値としては、おそらく最も信頼できるものであろう。またこれは、不正犯罪がもたらす脅威が深刻で疑いのないものであることを明示している。



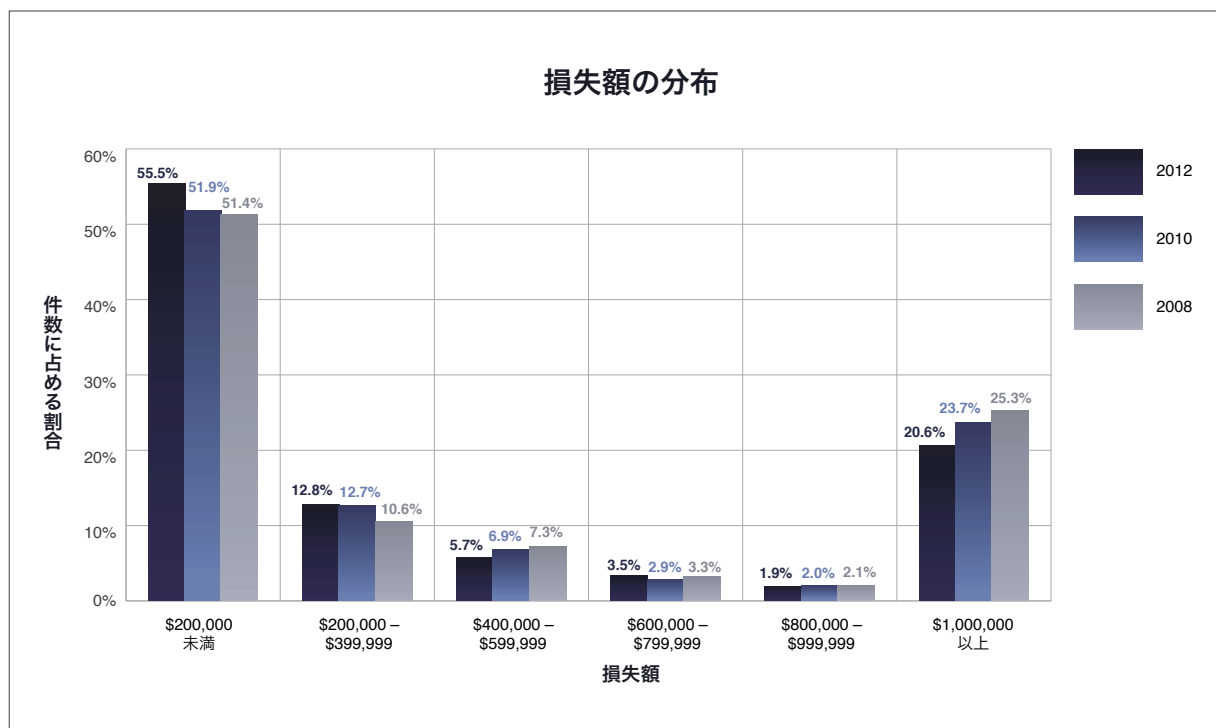
不正は本質的に隠蔽行為を伴うため、ほとんどの事例が摘発されず、仮に摘発されたとしても、損失額が算定されたり報告されたりすることはない。結果、職業上の不正による損失額全体の規模を数値化しようとしても、それはせいぜい推測値に過ぎない。

▶▶ 標準的な組織は年間収益の約5%を職業上の不正で逸失している。



## 損失額の分布 Distribution of Losses

報告された不正事例 1,388 件のうち、1,379 件が不正による金銭的損失を伴っていた。<sup>2</sup> これら事例の損失中央値は 14 万ドルで、1/5 以上が少なくとも 100 万ドルの損失を被っている。損失額の分布は全体的に 2008 年と 2010 年の調査と非常に類似していた。



<sup>2</sup> この報告書は約100カ国の不正事例を含んでいるが、金額は全て米ドルに換算されている

# 職業上の不正はどのように実行されるか (How Occupational Fraud is Committed)

我々の調査はこれまで一貫して、職業上の不正は下記3つの主要カテゴリーに分類されるとしてきた。

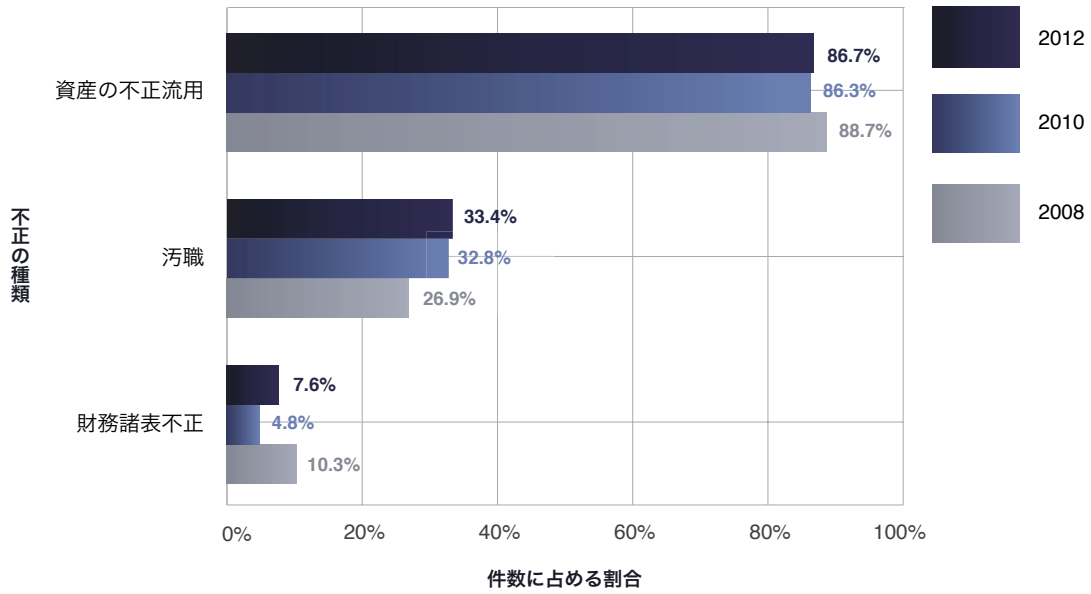
- 資産の不正流用とは、従業員による組織の資源の窃盗や悪用を意味する。(例：現金窃盗、請求書不正、経費報告書の水増し)
- 汚職は、直接的または間接的利益を得るために、従業員が雇用主に対する義務に反して商取引における自らの立場を悪用する不正スキームである。(例：賄賂または利益相反を伴う不正スキーム)
- 財務諸表不正は、従業員による組織の財務情報の意図的な虚偽記載と不作為である。(例：収益過大計上、経費の過小計上、資産の水増し計上)

次の表はこれら3カテゴリーの発生頻度と損失額を示したものである。過去の調査同様、資産の不正流用が最も頻発した不正スキームで、報告された事例の86%以上と圧倒的多数を占めた。しかし、損失中央値は12万ドルと最低額であった。逆に財務諸表不正を伴う事例は8%に満たなかったにもかかわらず、損失中央値は100万ドルと最高額であった。汚職は頻度(報告事例の約1/3)と損失中央値(25万ドル)の双方で中間に位置している。

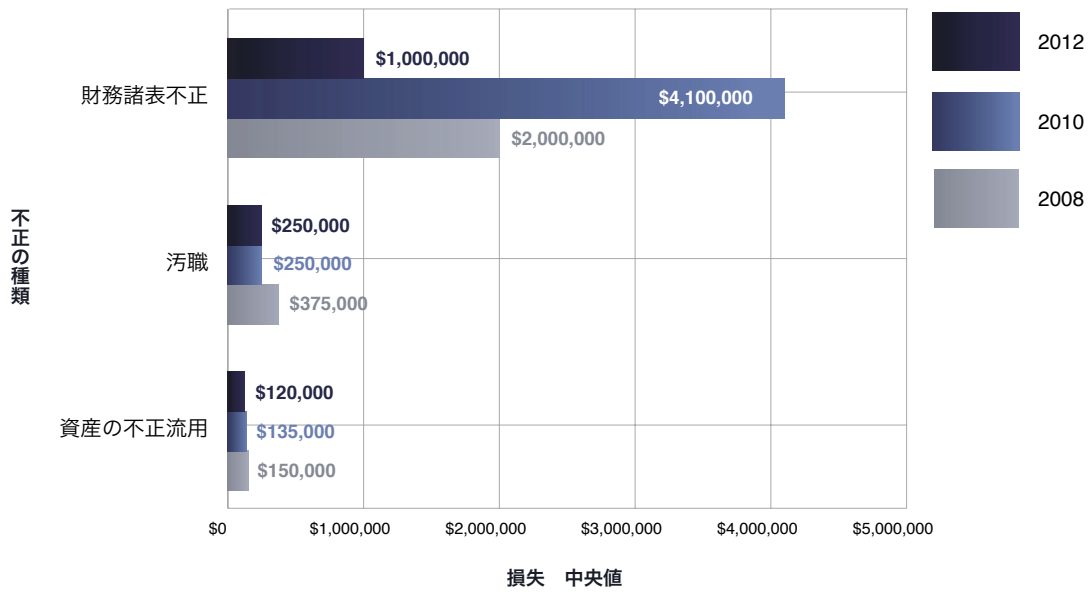


▶▶ 財務諸表不正は損失中央値が100万ドルと職業上の不正では最も損失額が大きかった。

### カテゴリ別 職業上の不正 発生頻度



### カテゴリ別 職業上の不正 損失中央値



## 資産不正流用のサブカテゴリー Asset Misappropriation Sub-Schemes

10 ページで見たように、職業上の不正の大部分で何らかの資産不正流用が絡んでいる。しかしながら、この種の不正では従業員が組織の資産や資源を不正流用する手段は多岐に渡る。前回の調査では、特徴的な資産の不正流用を9種類特定し、うち8種類は現金の窃盗、1種類は現金以外の資産流用であった。下の表はこれらをそれぞれ識別し説明するもので、2012年の本調査で報告されたその頻度と損失額を示している。

資産不正流用					
サブカテゴリー	解 説	例	報告件数	割 合	損失中央値
現金の受領					
スキミング	勤務先の帳簿および記録に計上される前の現金を着服するあらゆるスキーム	・従業員が顧客から支払を受領するが、売上として計上しない	203	14.6%	\$58,000
ラーセニー	勤務先の帳簿および記録に計上された後の現金を着服するあらゆるスキーム	・従業員が当日入金分として処理した現金を、銀行預金口座に入金する前に着服する	152	11.0%	\$54,000
現金の支出					
請求書不正	架空の請求書、金額を水増しした請求書、私的な購入に関する請求書などを提出することにより、勤務先に不要な支出をさせるあらゆるスキーム	・従業員が架空会社を設立し、提供していないサービスの請求書を勤務先に支払わせる ・従業員が私用目的で購入した物品の請求書を勤務先に支払わせる	346	24.9%	\$100,000
経費精算	勤務先に対して架空経費または水増し経費を請求するあらゆるスキーム	・従業員が、私的な旅行、架空の食事代などの経費報告書を提出し、精算金を受け取る	201	14.5%	\$26,000
小切手改ざん	勤務先の銀行口座の小切手の偽造または改ざん、勤務先が正規の受取人に対して振り出した小切手の窃取により、勤務先の資金を着服するあらゆるスキーム	・従業員が勤務先の白地小切手を盗み、自分または共犯者宛に振り出す ・従業員が納入業者宛の小切手を盗み、自分の口座に入金する	165	11.9%	\$143,000
給与不正	報酬に関する虚偽の申告により勤務先から支払を受けるあらゆるスキーム	・従業員が時間外勤務を虚偽申告する	129	9.3%	\$48,000
レジ不正	レジへの不正な入力によりレジ内の現金を着服を隠ぺいするあらゆるスキーム	・従業員がレジに売上取消を不正に入力し、その分の現金をレジ内から着服する	50	3.6%	\$25,000
その他の資産不正流用					
手許現金の不正流用	勤務先内に保管されている現金を不正流用するあらゆるスキーム	・従業員が会社の金庫から現金を着服する	164	11.8%	\$20,000
現金以外の資産(棚卸資産・その他の資産)の不正流用	勤務先の非現金資産を着服または誤用するあらゆるスキーム	・従業員が倉庫から棚卸資産を着服する ・従業員が顧客の財務情報(機密情報)を盗むまたは不正利用する	239	17.2%	\$58,000

**注記：**資産不正流用は頻度が高くまた多岐に渡るため、本報告書では以後、不正スキームの分析を11(汚職、財務諸表不正、および上記9つの資産不正流用のサブカテゴリー)に分類し、従業員が雇用組織に対して働く不正手段の全容を明確に示していく。

# 調査の実施方法(Methodology)

## 調査の実施方法

### Survey Methodology

2012年版報告書は2011年10月から同年12月にかけて行われた3万4,275人の公認不正検査士を対象とするオンライン・アンケートの結果に基づいている。調査の一環として、回答者に自身が調査した中で最大規模の職業上の不正事件で以下の4つの基準に該当する事例について詳細に答えてもらった。

1. 職業上の不正に関連を持つ事例（内部不正、または実行犯が所属する組織に対して行った不正に限定）
2. 不正事件に関する調査案件は2010年1月からアンケート回答の時期までに限定する
3. アンケート回答時に事件の調査が終了していること
4. 公認不正検査士が当該事件の犯人を特定していること

回答者に、犯行者や被害組織、不正の手口についての情報といった当該事件の詳細に関する質問、および不正の一般的な傾向に関する質問85項目を提示した。回収した1,428件の回答のうち有効回答は1,388件であった。本報告書に含まれるデータはこの1,388件の情報から構成されている。

## 分析方法

### Analysis Methodology

割合の算出には、分析対象の質問に対する完全な回答または関連する回答の合計を使用した。つまり、空白の回答や回答者が質問への答えが分からないとした事例は除いた。<sup>11</sup>結果として、事例の合計は分析項目によって異なっている。

アンケートには複数回答が可能な質問事項をいくつか含めた。そのため、本報告書では多くの図表で割合の合計が100%を超えている。



▶▶ 本報告書に含まれる1,388件のデータは公認不正検査士からの報告に基づく。

損失額は平均値ではなく中央値で計算した。これは平均値が少数の非常に高額な不正事例により大きく歪んでしまったからである。損失中央値を用いることで、職業上の不正がもたらす影響の実態をより慎重にそしてより正確に把握することができる。

## データの提供者

### Who Provided the Data

アンケートは、調査実施時に正式な会員登録がなされている公認不正検査士全員を対象とした。質の高い情報を収集するため回答者の不正対策の分野における経験や資格についても解答を依頼した。

<sup>11</sup> 2010年版報告書では、不正対策と特徴的な不正の兆候の総回答数に誤って空白回答を入れてしまった。これらの誤りは訂正済みで、本報告書に含まれる2010年のデータは2012年の調査方法に基づいて計算されている。

# ACFEについて (About the ACFE)

ACFEは世界最大の不正対策組織で、最高レベルの不正対策トレーニングや教育を提供しています。150カ国以上に6万人を超える会員を有するACFEは、世界中のビジネスの不正を減らし、不正対策に有益となるトレーニングと情報資源を提供しています。

ジョセフ・T・ウェルズ博士 (CFE、CPA) によって1988年に設立されたACFEは、以下のような取り組みを通じて、不正対策専門家のために教育ツールと実践的なソリューションを提供しています。

- ・不正対策の専門家による世界規模のカンファレンスおよびセミナー
- ・インストラクターによるインタラクティブな専門的トレーニング
- ・書籍、自習教材や論文などの形式による、不正対策に役立つ総合的な情報源の提供
- ・Fraud Magazine<sup>®</sup>、The Fraud Examiner、Fraud Infoを含む定期刊行物の出版
- ・ACFEの支部を通じた各地域での交流や支援
- ・大学向けの不正対策カリキュラムと教育ツール

不正対策トレーニングの効果は広範囲に及びます。不正と闘う最良の手段は、不正対策に従事する者に対する効果的な不正の防止、発見、検査方法の教授です。不正対策に有益なツールを用い、不正撲滅に携わるあらゆる人々を繋ぎ、教育とサポートを提供することで、ACFEは世界のビジネスにおける不正行為を減らしています。そして、不正対策という職業の誠実性と客観性に対する一般社会からの信頼獲得に務めています。

ACFEは会員に専門家としての認定資格を提供しています。ビジネス界や世界中の政府機関が推奨するCFE資格は、不正の防止と発見における高度な専門知識を証明するものです。



詳細は、[ACFE.com](http://ACFE.com)を参照。

▶▶ 公認不正検査士協会は、世界150カ国で6万人以上の会員を有しています。

## 会員サービス Membership

不正対策を有効に進めるためには、世界最先端のナレッジやツールにいつでもアクセスできる環境が必要です。ACFEには会計士、内部監査人、不正調査専門家、警察・検察関係者、弁護士、経営者、リスク/コンプライアンスの専門家そして学界関係者などの多彩な会員が集っており、それぞれが専門的なトレーニング、教材など様々なリソースを活用しています。

ACFEは、直面する課題へのソリューションを提供できる組織として、世界中の専門家たちから頼りにされる存在になりました。不正防止・発見の実務に専門的に携わっている方にも、不正対策に関する知識を高めたいという方にも、ACFEは必要不可欠なサービスを提供します。

ご入会方法、会員サービスの詳細については、[www.acfe.jp](http://www.acfe.jp)へ。

## 公認不正検査士 Certified Fraud Examiners

CFEは「不正な財務取引」、「不正調査」、「不正の法的要素」、「犯罪学と倫理」という4つの重要な分野に関する知識を発揮できる、不正対策の専門家です。ACFEは、CFE会員ならびにCFE資格の普及を支援するために以下の活動を行っています。

- ・ CFE 資格試験の運営を通じて、CFE に対して公式資格を付与する。
- ・ CFE に対して、専門家としての職業基準ならびに倫理規程の遵守を要求する。
- ・ 企業、政府機関、教育機関に対して、CFE の世界的な代表者としての役割を果たす。
- ・ CFE の誠実性、客観性、専門性に対する人々の信頼を得るために指導力を発揮する。





# ACFE®

Association of Certified Fraud Examiners

WORLD HEADQUARTERS • THE GREGOR BUILDING  
716 West Ave • Austin, TX 78701-2727 • USA  
Phone: (800) 245-3321 / +1 (512) 478-9000  
Web: [ACFE.com](http://ACFE.com) • [info@ACFE.com](mailto:info@ACFE.com)

【日本語訳作成】

一般社団法人 日本公認不正検査士協会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4

龍名館本店ビル 12階

TEL: 03-5296-8338

FAX: 03-5296-8337

©2012 Association of Certified Fraud Examiners, Inc.

Association of Certified Fraud Examiners, ACFE, the ACFE Logo, the ACFE Seal, Certified Fraud Examiner, CFE, CFE Exam Prep Course®, Fraud Magazine® and EthicsLine® are trademarks owned by the Association of Certified Fraud Examiners, Inc.